

国土建第251号
平成27年1月30日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）は、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号。以下「改正政令」という。）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号。以下「改正省令」という。）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

今般の改正法の施行上の留意点等については、平成26年6月4日付けで「建設業法等の一部を改正する法律の一部及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」により、平成26年12月25日付けで「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」、「施工体制台帳の作成等についての改正について」及び「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」により、本日付けで「建設業許可事務ガイドラインの改正について」及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間についての改正について」により当職から通知したところですが、特に下記の点に留意し、事務取扱に遺漏のないよう措置願います。貴団体におかれましては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願いいたします。

記

一 建設業の許可事務関係

改正法により、許可の欠格要件等の対象となる役員の範囲が拡大されること、許可申請書等の閲覧制度が見直されること等から、改正省令により、許可申請書等及び添付書類の様式等について、主に以下の通り改正される。

【暴力団の排除の徹底に伴う役員の範囲の拡大】

- ①従来の役員に加え、相談役、顧問や、役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等について、一覧表

や住所、生年月日等に関する調書等の書類が必要となること

【個人情報保護に伴う申請書類の追加】

- ②個人情報保護に伴い、申請書類等に個人が特定される情報が記載されている書面については閲覧に供しないことから、営業所専任技術者を閲覧時に確認できるよう、新たに営業所専任技術者の一覧表の作成が必要となること

【申請時における事務負担の軽減措置】

- ③役員等及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条で定める使用人に関する略歴書について、経營業務管理責任者を除き、職歴の記載を不要とし、「住所、生年月日等に関する調書」とすること
- ④役員等や建設業法施行令第3条に定める使用人の一覧表に生年月日及び住所の記載を不要とすること
- ⑤財務諸表に記載を要する資産の基準を総資産等の100分の1から100分の5に緩和すること
- ⑥営業所専任技術者の証明が監理技術者資格者証によっても可能になること
- ⑦国土交通大臣許可業者の許可申請書等の提出部数が正本1通及び副本1通になること

【一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件の見直し】

- ⑧一般建設業の営業所専任技術者の要件について、以下の通り改正されること
- ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち、型枠施工の試験に合格した者等とび・土工・コンクリート工事業に加え、大工工事業の営業所専任技術者の要件に追加
 - ・職業能力開発促進法による技能検定のうち、建築板金（ダクト板金作業）の試験に合格した者等を板金工事業及び屋根工事業に加え、管工事業の営業所専任技術者の要件に追加
- ⑨職業能力開発促進法による技能検定のうち、コンクリート積みブロック施工、スレート施工及びれんが積みの廃止に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3の営業所専任技術者の要件から削除するが、告示（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1424号））において引き続き営業所専任技術者の要件として記載

【留意事項】

②に関しては、施行日前の時点（本年3月31日）で既に許可を受けている建設業者において、同時点で既に相談役、顧問、株主等であった者については施行日後に改めて届出を行う必要はないが、施行日後に新たに就任した相談役、顧問、株主等については変更届出等が必要となるので、留意すること。

⑤に関しては、事業年度が施行日前に終了する場合であっても、書類の提出が施行日後である場合には、新たな基準により提出することが可能である。なお、施行日後も従前の基準により財務諸表等を作成し、提出することも差し支えない。

また、改正法等の円滑な施行のため、新たな様式等の周知徹底にご協力いただきたい。

二 経営事項審査の再審査関係

改正省令により、経営事項審査のうち、経営規模等評価（その他の客観的事項等）の項目及び基準が改正されたところである。このため、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、平成27年4月1日から同年7月29日の間に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができる。

再審査は改正に係る事項に限られるため、今回の再審査の対象となるのは次の3項目である。

- ①建設機械の保有状況（新たに評価対象となる「モーターグレーダー」、「移動式クレーン」、「大型ダンプ車」のいずれかを保有する場合に限る。）
- ②若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
- ③技術職員数（大工工事業について職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による技能検定のうち型枠施工の資格を、管工事業について同法の規定による技能検定のうち建築板金（ダクト板金作業）の資格を有する者に限る。）

なお、再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査が有効である。

三 浄化槽工事業及び解体工事業の登録事務関係

浄化槽工事業及び解体工事業の登録についても、以下の通り改正が行われるので、円滑な施行のため、新たな様式等の周知徹底にご協力いただきたい。

【暴力団の排除の徹底に伴い役員の範囲を拡大】

- ①従来の役員に加え、顧問、相談役や、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等について、申請書への記載や住所、生年月日等に関する調書等の書類が必要となること

【申請時における事務負担の軽減】

- ②役員や浄化槽設備士に関する略歴書について、経營業務管理責任者を除き、職歴の記載を不要とし、「住所、生年月日等に関する調書」とすること

○ 建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）の一部を改正する告示案新旧対照表
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。 一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者 大工工事業 一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百八十号。以下「平成十五年改正省令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五条第一項の規定による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工又は型枠施工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築大工又は型枠施工とするものに合格した者であつてその後大工工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの	建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。 一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者 大工工事業 一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百八十号。以下「平成十五年改正省令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五条第一項の規定による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工とするものに合格した者 二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築大工とするものに合格した者であつてその後大工工事に關し一年以上の実務の経験を有するもの

(略)	(略)	石工事業	一・二 (略) 三 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百三十五号。以下「平成二十三年改正政令」という。)の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者	屋根工事業	一・二 (略) 三 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百四十四号。以下「平成二十一年改正政令」という。)の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のスレート施工とするものに合格した者 四 平成二十一年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を二級のスレート施工とするものに合格した者であつてその後屋根工事に關し三年以上の実務の経験を有するもの	(略)	(略)	管工事業
(略)	二 平成十五年改正省令の施行の際現に職	一 (略)						

(略)	(略)	石工事業	一・二 (略) (新設)	屋根工事業	一・二 (略) (新設) (新設)	(略)	(略)	管工事業
(略)	二 平成十五年改正省令の施行の際現に職	一 (略)						

(略)	タイル・れんが・ブロック工事業	
(略)	三 平成二十三年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者	業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一般の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「昭和四十八年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者 三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築板金、冷凍空調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの 四 (略)

(略)	タイル・れんが・ブロック工事業	
(略)	一・二 (略) (新設)	業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一般の冷凍空調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「昭和四十八年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者 三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の冷凍空調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの 四 (略)

二
(略)

二
(略)